ワイヤレスディスプレイアダプタ外2点買入 仕様書

1 品名・数量

No.1.2以外は製品指定でなく、あくまでも参考情報です。

No.	品名	仕様	参考製品 【メーカー等】	参考製品 【型番】	数量
1	ワイヤレスディスプレイアダプタ	j5create社製 JVAW75 ScreenCast 4KワイヤレスHDMI送受信機	j5create	JVAW75（製品指定）	2
2	電話機	・外形寸法（㎜）： 幅150、奥行234、高さ81 ・オートダイヤル：3個 ・機能ボタン： 短縮ダイヤル、オンフックダイヤル、保留、再ダイヤル、フッキングボタン	HITACHI	HI-A4Ⅱ（製品指定）	10
3	スポットエアコン	・電源：AC100V 50/60Hz ・冷房能力（50/60Hz）：1.4～2.0kW/1.6～2.2kW ・外形寸法（㎜）：（ダクト含まず） 幅310～330、奥行310～320、高さ670～700 ・質量：15～25kg ・電源コード：約1.8m ・キャスター付き	アイリスオーヤマ 山善	IPP-2226U YEC-T16	1

2 納入場所

天王寺区役所6階 企画総務課62番窓口（大阪市天王寺区真法院町20-33）

3 納入期限

令和9年1月29日（金）

4 その他

（1）応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義のある場合は（同等品の可否も含む）質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。また、契約締結後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

（2）暴力団等の排除に関する特記事項を遵守すること。

（3）不適正な契約事案の再発防止対策にかかる特記仕様書を遵守すること。

（4）グリーン配送に係る特記仕様書を遵守すること。

（5）契約締結後、すみやかに本市担当者へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。

（6）納入品については、上記参考製品または同等品以上の製品（新品）を納入すること。また、品目ごとに 同一社製、同一製品を納入すること。

（7）納品日については、本市担当者と十分に調整を行い決定すること。

（8）納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。

（9）納品時には納入場所で受領印をもらい、受領書を本市担当者に提出すること。

（10）納入に際して発生する廃棄物等の処理は、受注者の責任においてを行うこと。

（11）納入にあたり、諸物品若しくは建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかに本市担当者へ報告し、その損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。

（12）不良品であることが判明した場合には、速やかに代替品と交換すること。なお、交換にかかる費用は、受注者の負担とする。

（13）契約金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。

5 本市担当

天王寺区役所企画総務課 担当者：林
大阪市天王寺区真法院町20−33
電話：06−6774−9898

不適正な契約事案の再発防止対策にかかる特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の天王寺区役所企画総務課（連絡先：06-6774-9625）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

（注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。）

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後 やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

（１）大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

（２）神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：０６－６６１５－７９６５

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
  ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。